

「一部事務組合等の取扱い」について

(1) 一部事務組合

音羽町及び御津町は、合併の前日をもって豊川宝飯衛生組合及び愛知県市町村職員退職手当組合を脱退する。

御津町は、合併の前日をもって宝飯南部学校給食組合を脱退する。

(2) 広域連合

音羽町及び御津町は、合併の前日をもって愛知県後期高齢者医療広域連合を脱退する。

(3) 協議会

音羽町及び御津町は、合併の前日をもって宝飯地区広域市町村圏協議会及び東三河地方教育事務協議会を脱退する。

(4) 共同設置機構

音羽町及び御津町は、合併の前日をもって宝飯郡介護認定審査会を脱退する。

(5) 事務委託

音羽町及び御津町は、合併の前日をもって豊川市に対する消防事務、愛知県に対する公務災害補償認定委員会、公務災害補償審査会及び公平委員会の事務の委託の規約を廃止する。

(6) 土地開発公社

音羽町及び御津町の出資金を新市に引き継ぐものとする。

(7) 共済組合

音羽町及び御津町は、合併の前日をもって愛知県市町村職員共済組合を脱退する。